会計年度任用職員に係る資格要件

１　学習指導員

　　任用しようとする会計年度の４月１日現在において満18 歳以上であり、かつ、地方公務員法（昭和25 年法律第261 号）第16 条各号の規定に該当しない者

２　教育業務支援員

　　任用しようとする会計年度の4月1日現在において満18歳以上であり、かつ、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号の規定しない者であって、学校の教育活動に貢献できると認められる者

３　時間講師

　　次の第１号及び第２号のいずれか及び第３号に該当し、かつ、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号の規定に該当しない者

　　(1) 教職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）に基づく、各相当学校の教員の相当免許状を有する者。（ただし、小学校及び中学校において、専科指導を行う場合は、免許法第16条の５の規定を適用する。）

　　(2) 免許法第３条の２第２項に基づく非常勤の講師としての届け出を行った者

　　(3) 教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有する者

４　初任者研修講師

　　次のいずれにも該当し、かつ、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号の規定に該当しない者

　　(1) 教職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく勤務を予定する各学校の教員の相当免許状を有する者

　　(2) 教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

５　退職外部人材講師

　　次の第１号又は第２号のいずれか及び第３号に該当し、かつ、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号の規定に該当しない者。ただし、小学校又は義務教育学校の前期課程（ 以下「小学校等」という。)での外国語活動における社会人等外部人材の活用に係る講師については、当該指導に必要な知識・技能を有すると認められる者に限り、次の第１号又は第２号に該当しないものであっても、任用できるものとする（ ティーム・ティーチングによる担当教員との連携した指導を行う場合に限る。）。

　　(1) 勤務を予定する各学校の教員の教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）に基づく相当免許状を有する者

　　(2) 勤務を予定する各学校の教員の免許法第３条の２第２項に基づく非常勤の講師としての届け出を行った者

　　(3) 教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有する者